

奈良県消費生活相談員募集要綱

- 1、採用職種 消費生活相談員（会計年度任用職員）
- 2、職務内容 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及び処理（あっせん）及び市町村支援並びに消費者教育（啓発・広報活動）
- 3、採用予定人員 1名
- 4、応募資格
応募に際しては、次の条件(1)～(4)の全てを満たすことが必要です。
 - (1) 心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる。
 - (2) パソコンの基本的な操作（インターネット、電子メール、エクセル、ワード、パワーポイント等）が可能で、資料作成等の事務手続きを行える。
 - (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない。
 - (4) 次のいずれかの資格を有する者
 - ・消費生活相談員資格（国家資格）
 - ・独立行政法人 国民生活センターが認定した消費生活専門相談員資格
 - ・一般財団法人 日本産業協会が認定した消費生活アドバイザー資格
 - ・一般財団法人 日本消費者協会が認定した消費生活コンサルタント資格
- 5、勤務場所
下記のいずれかの勤務場所のうち、奈良県消費生活センター所長が指定する場所に勤務する。
なお、勤務場所は年度内においても変更することがあります。
 - ・奈良県消費生活センター
〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルクシア奈良2階
 - ・奈良県消費生活センター中南和相談所
〒635-0085 大和高田市片塩町1-2番5号 大和高田市市民交流センター3階
(コスモスプラザ)
- 6、勤務条件
 - (1) 任用 地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員
 - (2) 任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（更新の可能性あり）
 - (3) 勤務日数 週4日（月曜日から金曜日までのうち、奈良県消費生活センター所長が指定する日に勤務する。原則としては、土・日曜日及び祝日の勤務はなし。）
 - (4) 勤務時間 8時30分～17時15分（休憩時間1時間を含む）
 - (5) 給与等 給料日額7,171円～10,957円（職歴等に応じて決定）
上記の他、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当の支給あり
 - (6) 社会保険等 社会保険（健康保険、厚生年金）、労災保険及び雇用保険の適用あり
- 7、応募期限
随時

8、応募手続

次の書類を下記申込先へ提出して下さい。

- (1) 履歴書 J I S規格の用紙(A4判又はA3判・二つ折り)を使用し、最近6ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること
- (2) 資格認定証書の写し(「4、応募資格の(4)の資格を有することを証する書面等」の写し)
- (3) 小論文 次の主題に沿った内容のもので、主題・氏名を除き800字～1000字とします。

主題：「消費生活相談員に求められる資質と自己分析」

(主題・氏名を除き、800字～1,000字)

(1)～(3)を同封し、封筒表面に「消費生活相談員応募」と朱書きの上、申し込み期間内に応募先に『郵送』又は『持参』のこと。

提出書類については返却しません。また、提出いただいた個人情報については、本採用業務以外の目的に使用することはありません。

※ 必ず、日中に連絡の取れる電話番号も記載してください。

9、応募先・問合せ先

〒630-8122奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階

奈良県消費生活センター 採用担当(植田)

電話 0742-32-0621

(平日 9時～17時 (12時から13時を除く))

10、選考方法

書類審査及び面接による審査

面接 ア、日時 平日、9時から17時の間で随時実施の予定

(なお、詳細は事前に特定記録郵便にて連絡します。)

イ、場所 奈良県消費生活センター

(〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階)

なお、当日、欠席された場合は、応募を辞退されたものとみなしますのでご注意ください。

11、選考結果

選考結果については、応募者全員に郵送で通知します。